

# 豊橋市職員(公衆衛生医師)募集

## 1 募集職種、採用予定人員及び応募資格等

| 募集職種       | 採用<br>予定<br>人員 | 受験資格                       | 年齢要件                        | 勤務場所                         | 業務内容                 |
|------------|----------------|----------------------------|-----------------------------|------------------------------|----------------------|
| 公衆衛生<br>医師 | 1 名            | 医師免許を有し、<br>臨床研修を修了<br>した方 | 昭和 28 年 4 月 2 日<br>以降に生まれた方 | 保健所<br>(豊橋市中野町字中原<br>100 番地) | 保健所等における<br>公衆衛生医師業務 |

- [注] 1. 公権力の行使に該当する業務のため、日本国籍を有しない方は申し込むことができません。  
2. 専門分野、保健所勤務経験は問いません。

地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する方は採用されません

○ 以下はその内容です。

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 豊橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 身分及び勤務条件

|       |   |   |           |           |           |
|-------|---|---|-----------|-----------|-----------|
| 身分    | 豊橋市の常勤職員（地方公務員）<br>役職は医歴、年齢等を考慮し決定されます。   |   |           |           |           |
| 給与    | 初任給は医歴等に応じて、豊橋市職員の給与に関する条例に基づき決定されます。<br>給料のほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当など各種手当が支給されます。<br>昇給は原則として年 1 回行われます。                 |   |           |           |           |
|       | (参考)  | 医師免許取得後<br>経過年数                           | 5 年       | 10 年      | 15 年      |
|       |   | 初任給<br>(地域手当、初任給<br>調整手当含む)<br>H30.4.1 時点 | 712,676 円 | 753,508 円 | 828,096 円 |
|       | ※社会情勢等により変更されることがあります。  |   |           |           |           |
| 勤務時間  | 週 38.75 時間（原則として午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）  |   |           |           |           |
| 休日、休暇 | 休日は土曜日、日曜日のほか、国民の休日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）<br>です。<br>年次有給休暇 20 日（初年度は採用月によって異なります。）、夏季休暇 5 日、慶弔休暇<br>などの制度があります。 |   |           |           |           |
| 福利厚生  | 職員のための各種助成制度などがあります。  |   |           |           |           |

### 3 試験内容、試験日、試験会場など

| 試験内容 | 試験日               | 試験会場    |
|------|-------------------|---------|
| 個人面接 | 申し込み受付後、こちらで指定します | 豊橋市役所ほか |

※試験日、試験会場等は申込人数により変わることがあります。

### 4 試験結果の開示請求について

豊橋市個人情報保護条例に基づき、口頭で試験結果の開示を請求することができます。

電話等では開示できませんので、受験者本人が運転免許証など本人確認できるものを持参し、直接市役所人事課にお越しください。

| 開示の内容      | 口頭で開示請求できる期間 |
|------------|--------------|
| 総合点数及び総合順位 | 合格発表の日から1月間  |

### 5 受験手続

|      |  |
|------|--|
| 申込方法 | <p>申し込みは随時受け付けますが、定員に達した時点で受付は終了します。郵送又は持参により人事課へ提出してください。</p> <p>[郵送]<br/>提出書類に必要事項を記入のうえ、「採用試験受験申込」と朱書きした封筒で、豊橋市役所総務部人事課宛に郵送してください。なお、配達証明郵便等、確実に配達されたことが確認できる方法で郵送されることをお勧めします。</p> <p>[持参]<br/>提出書類に必要事項を記入のうえ、持参してください。受付時間は、<u>土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで</u>です。代理の方による持参も可能です。</p> |
| 提出書類 | <p>①<u>写真貼付の市販の履歴書</u></p> <p>②<u>医師免許証の写し</u></p> <p>③<u>卒業証書の写し</u></p> <p>④<u>博士号取得の場合は学位記の写し</u></p>   |

### 6 その他

- (1) 申込受付後は、試験申込書、写真及び採用試験途中に提出された書類等一切の書類はお返しいたしません。
- (2) 関係書類が整っていない場合及び受付期限後は受け付けません。
- (3) 採用は平成30年4月1日以降を予定しています。
- (4) 問い合わせ先 豊橋市役所総務部人事課  
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地  
電話：0532-51-2040  
E-mail: jinji@city.toyohashi.lg.jp

